

平成 24 年 7 月 13 日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
Tel 03-5739-3014

(ご参考) 外国人住民に係る住民基本台帳制度について

本年 7 月 9 日、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年 7 月 15 日公布)が施行されました。これにより、外国人住民(中長期在留者、特別永住者等)についても住民基本台帳法の適用対象となり、住民票が作成されることになりましたので、お知らせいたします。

詳細は、総務省ウェブサイトでご確認ください。

《総務省ウェブサイト》

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

以上